



税務課からのお知らせ

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

令和2年度後期高齢者医療保険料について

令和2・3年度の保険料率を改定します

後期高齢者医療制度の保険料率は、都道府県ごとに決定し、2年ごとに見直しを行っています。 医療費の増加などを考慮し、令和2・3年度の新保険料率が次のとおり改定されました。

区分	平成30·31年度	令和2・3年度	増加額 (率)
均等割額	47,300円	49,800円	2,500円
所得割率	9.26%	9.78 %	0.52%

※個人ごとの保険料額は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

※保険料の上限額は、62万円から64万円に変更されました。

均等割額の軽減の基準を変更します

世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額などの合計額で軽減割合を判定します。

対象者の所得要件 (年額) (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)		均等割の軽減		
		令和2年度	令和3年度	
33万円以下 (※1)		7.75割	7割	
うち、世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下で各種所得なし(※1)	7割	7割	, 53	
(<u>**2)</u> 33万円+(<mark>28.5</mark> 万円×世帯の被保険者数)		5割		
(<u>**3)</u> 33万円+(<mark>52</mark> 万円×世帯の被保険者数)		2割		

※賦課期日(4月1日)の世帯状況で判定します。

※65歳以上の人は、公的年金所得について最大15万円を控除します。

(※1) 2019年度から段階的に見直しを行っています。

(※2) 28万円から28万5千円に変更

(※3) 51万円から52万円に変更

4月から国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の仮徴収が始まります

【仮徴収(公的年金からの天引き)対象の人】

仮徴収とは、年間の保険料額が決定する前に、4月・6月・8月の年金支給日に保険料を天引きする 制度です。天引き額は、令和2年2月の天引き額と同額になります。

令和2年2月に天引きされておらず、新たに天引きが始まる人は、平成30年中の所得を基に仮計 算された保険料の1/6相当の額が天引きされます。(介護・後期のみ)

仮徴収の新規対象者には4月上旬に通知を送付いたしますのでご確認ください。

令和2年度の保険料額が確定後、10月以降の天引き分で残りの保険料額の調整が行われます。

【仮徴収の対象外の人】

7月から納付書または口座振替による納付が始まります。その後、年金天引きに移行できる場合は、 天引き可能の可否が決まり次第、自動的に始まります。天引き開始時期および停止の可否については 右の表をご覧ください。

保険料の納付方法は、国保・ 後期のみ年金天引きを停止して 口座振替に変更することが可能 です。希望する場合は、税務課 または各支所へお申し出くださ 1,0

保険の種類	国民健康保険税 (65歳以上75歳未満)	介護保険料 (65歳以上)	後期高齢者医療 保険料(75歳以上)
年金天引き の開始時期	10月	4・6・8・10月	4・10月
年金天引き の停止	可	不可	可



国民年金のお知らせ

▶問い合わせ

市民課 ☎73-3005

善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

日本年金機構ホームページ https://www.nenkin.go.jp/

市民課、各支折またよ… … カレジットカードで納めることができます。また、6カ月、1年など定めら ます。また、6カ月、1年など定めら -6,540円 4年度の保険料は

2

礎年金の受給額に反映されます。料を納付した期間とみなされ、*

した期間とみなされ、

老齢基

窓は、学校教育法に規定する学校の在りませんが、本人の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。承認下の場合に、保険料の納付が猶予されてのませんが、本人の所得が一定額以上の人は、学生であっても国別により、 問い合わせください。市民課、各支所または年金事務所 学生納付特例制度について

学生で

免除制度 産前産後期間の

後の一定期間については国民年金保険2月1日以降に出産した場合、産前産国民年金第1号被保険者が平成31年

各支所またま手を手って、市民課、できるもの、印鑑を持って、市民課、たは在学証明書(原本)、本人確認がました。 (有効期限が表記されているもの) ま(通知カード可)、学生証のコピー年金手帳またはマイナンバーカード申請の手続き てください の国民年金保険料

●持っていくもの 年金手帳、年金証書などのほ年金手帳、年金証書などのほ年金手帳、年金証書などのほ相談者本人であることが確認相談者本人であることが確認相談合わせ ・問い合わせ ●問い合わせ 9 - 高松(オフィス)

●日時・場所 社会保険労務士による無料年金相談

と委認ほか タ 確状き

申請の手続き 合を含みます。の出産をいい、 届出時期 ら 4 ※出産とは、 6カ月間 (予定) 年金手帳またはマ ・定)日が属する月の3カ月前から・カ月間※多胎妊娠の場合は、出産[産(予定)日が属する月の前月か 1, 、母子健康手帳を持って、ド可)、本人確認ができるまたはマイナンバーカード い、死産、x 妊娠85日 0 6 カ月前から 流産、早産口(4カ月) 早産の 可能 屋の場上

後期高齢者医療制度からのお知らせ

日日

までら

木

金)

健康課 ☎73-3014

県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

応募方法 応募資格 募集期間 募集人員 日現在) 5 4 月 月 15 16 2 人

市民課、各支所またもの、印鑑、母子健(通知カード可)、

各支所または年金事務所で手

続きをしてくださ

域連合ホー からもダウンロ ムペ

す。なお、県後期高齢者医療広 ・ ・ ・ はしてください。提出は、持参、 ・ ・ 出してください。提出は、持参、 出してください。提出は、持参、 出してください。提出は、持参、 が高齢者医療広域連合へ提 のの応募用紙に記入の上、

日現在)の人県内在住で満75歳以上 O4

県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療広域連合で 代表者の一人として、意見を述 べていただく懇話会の委員を募 集します。 公募委員を募集し+ 広域連合懇話会の 後期高齢者医療 ます

21 2020年4月 広報 みょとよ 20 広報 みとよ 2020年4月